

新型コロナウイルス(バハマにおける入国制限)

16日、バハマ観光航空省は、当地における入国制限の追加を発表しました。

渡航制限を適用する国は、中国、イラン、イタリア、韓国に加え19日以降、新たに英国、アインランド、欧州が追加されます。

- 1 過去20日間に対象国を渡航した外国人はバハマの入国を禁止する。
- 2 港、ホテル、賃貸住宅において、客は監視もしくは治療が必要かどうか確認するために、渡航問診票、スクリーニングが実施される。
- 3 上記の対象国、あるいは、現状でそのコミュニティーにすでに感染が広がっている地域から到着する全てのバハマ国民及び居住者は、検疫もしくは自己隔離におかれ、保健省の手順に従うこととなる。

引き続き感染予防対策をとるとともに、今後の関連情報にご留意ください。

バハマ保健省

<https://www.bahamas.gov.bs/>

当館ホームページ

<https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jointad/bs/ja/index.html>

海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

WHO

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/>

PAHO

<https://www.paho.org/en/topics/coronavirus-infections/coronavirus-disease-covid-19>

3月17日

在ジャマイカ日本国大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, 2 Oxford Rd, Kingston 5

[tel:1\(876\)929-3338/9](tel:1(876)929-3338/9) fax:1(876)968-1373